- 指定都市の区の役割や住民自治に関する現状を踏まえて、これらを強化する方法を検討すべきか。
- 区の役割や住民自治の強化を検討する場合に、全ての指定都市を対象にすべきか、それとも、特に 人口規模の大きい指定都市を対象にすべきか。
- 区の役割を強化するため、個別法により区の事務や区長の権限を定めたり、市長の権限を任意に 区長に委任する現行制度に加え、以下のような方策を採ることについてどう考えるか。
  - 条例により、区の事務や区長の権限を定めること
  - 条例により、区長に予算に関する権限を一部付与すること
- 区の役割強化に対応して区レベルでの住民自治を強化するため、以下のような方策を採ることについてどう考えるか。
  - ・ 区長を特別職とし、市長が議会の同意を得て選任すること
  - ・ 市議会内に区単位の委員会を設置すること
  - 区地域協議会のような諮問機関を設置すること
- 指定都市の区域内から選出される都道府県議会議員について、指定都市の市議会議員との兼職を 可能とすることについてどう考えるか。
- 各指定都市における全職員に占める区役所職員の割合と、人口当たりの職員数との関係について どう考えるか。

#### く参考>

- ●長の事務の補助機関である職員への委任: 委任の形式については制限なし(規則によることが通例)
  - ◎ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。
  - ② (略)
- ●長の事務を分掌する場合に、分掌事務を条例で定めることとしている例(長の直近下位の内部組織)
  - ◎ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。② (略)
- ●長以外の機関の予算に係る権限を規定している例(地方公営企業の管理者、教育委員会)
  - ◎ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号) (管理者の担任する事務)

第九条 管理者は、前条の規定に基いて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担任する。

一-二 (略)

三 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

四~十五 (略)

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、<u>歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議</u> 会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ●地方公共団体における「総合調整」

地方公共団体の執行機関においては、国では各大臣が分担管理している各行政分野の権限の多くが長に集中していることに加え、他の執行機関(委員会・委員)に対しても、長の統轄代表権(自治法147条)、組織等に関する長の総合調整権(自治法180条の4)、予算調製権等の長への一元化(自治法180条の6)等により、長が「総合調整」の役割を果たしている。

### 普通地方公共団体の議員の兼職禁止等について

#### 都道府県議会議員の場合

1. 立候補制限によるもの(昭和25年の公選法制定後)

公職選挙法89①は、国、地方公共団体の公務員等の在職中の立候補制限を定めている。また、同法90条により、現に公務員が立候補した場合には、何らの手続を要せず退職したものとみなされる。

- → <u>在職中は、全ての公職の候補者となることができない。(ただし、当該都道府県議会議員の任期満了選</u> 挙については、在職中でも立候補可能)
- 2. 被選挙権(住所要件)の制限によるもの(昭和22~25年は自治法、25年以降は公選法による)

公職選挙法10①により、都道府県議会議員及び市町村議会議員の被選挙権を有するためには、年齢要件のほか引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するという住所要件が必要。(知事及び市町村長の被選挙権には住所要件なし)

- → 住所地以外の都道府県と市町村の議会の議員については被選挙権を有しない。
- 3. 兼職禁止によるもの(昭和22年の自治法制定以降、23年、25年に禁止範囲を拡大)

地方自治法92条により、

(昭和22年自治法制定当時)

国会議員、同一の都道府県の知事及び有給の職員との兼職を禁止

(昭和23年改正後)

さらに、他の全ての都道府県の知事及び有給の職員、全ての市町村長及び市町村の有給の職員との兼職 を禁止

(昭和25年改正後)

さらに、市町村議会議員との兼職を禁止

→ 現在、全ての地方公共団体の長及び議員との兼職を禁止。



昭和23年改正までは、都道府県議会議員は、①他の都道府県及び全ての市町村の職員(長を含む。)との兼職、並びに②住所地の市町村の議会議員との兼職が可能であった。

昭和25年改正までは、都道府県議会議員は、住所地の市町村の議会議員との兼職が可能であった。

### (参照条文) 立候補制限関係

#### ● 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

#### (公務員の立候補制限)

- 第八十九条 国若しくは<u>地方公共団体の公務員</u>又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人を人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員<u>は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。</u>
  - 一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官
  - 二 技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの
  - 三 専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、 政令で指定するもの
  - 四 消防団長その他の消防団員(常勤の者を除く。)及び水防団長その他の水防団員(常勤の者を除く。)
  - 五 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員で、政令で指定するもの
- 2 衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中その選挙における公職の候補者となることができる。地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙が行われる場合において当該議員又は長がその選挙における公職の候補者となる場合も、また同様とする。
- 3 (略)

#### (立候補のための公務員の退職)

第九十条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の二第一項若しくは第九項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

### (参照条文) 被選挙権(住所要件)関係

- 公職選挙法制定前の被選挙権に関する地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定※ 制定時の条文
  - 第十八条 日本国民たる年齢二十年以上の者で<u>六箇月以来市町村の区域内に住所を有するもの</u>は、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
  - ②~⑤ (略)
  - 第十九条 <u>普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者</u>で年齢二十五年以上のものは、<u>普通地方公共</u> 団体の議会の議員の被選挙権を有する。
  - ②~④ (略)
- 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

#### (選挙権)

- 第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。
- 2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で<u>引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員</u>及び長<u>の選挙権を有する</u>。
- 3~5(略)

#### (被選挙権)

- 第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。
  - ー 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者
  - 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者
  - 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの
  - 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者
  - 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの
  - 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者
- 2 (略)

### (参照条文) 兼職禁止関係

- ●地方自治法(昭和22年法律第67号)における普通地方公共団体の議員の兼職禁止規定の沿革
- ※ 制定時の条文

#### 第九十二条

- ① 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。
- ※ 昭和23年改正

#### 第九十二条

- ① (略)
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。
- ※ 昭和25年改正

#### 第九十二条

- ① (略)
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員及び有給の職員と兼ねることができない。

# 指定都市の区別の議員数①(札幌市~相模原市)

(単位:人)

-	 比海道·札	幌市		Ē	g城県・仙·	台市		埼3	☑県·さいた	ま市	ī	_	千葉県·千	葉市		神	<del></del> 奈川県・横	浜市		神	奈川県・川	崎市	-	神奈	、年刊 <mark>€川県・相</mark>		
区	人口	道議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区		県議 数		区	人口		市議数	区		県議数	市議数	区	人口			区	人口	県議市数数	議 数
北海道	5,506,419	104		宮城県	2,348,165	59		埼玉県	7,194,556	94		千葉県	6,216,289	95		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107	$\overline{}$
札幌市	1,913,545	28	68	仙台市	1,045,986	24	55	さいたま市	1,222,434	15	60	千葉市	961,749	14	54	横浜市	3,688,773	42	86	川崎市	1,425,512	17	60	相模原市	717,544	8	49
中央区	220,189	3	7	青葉区	291,436	7	15	西区	84,029	1	4	中央区	199,364	3	11	鶴見区	272,178	3	6	川崎区	217,328	3	9	緑区	176,192	2	12
北区	278,781	4	10	宮城野区	190,473	4	10	北区	138,630	2	7	花見川区	180,949	3	11	神奈川区	233,429	3	5	幸区	154,212	2	7	中央区	266,988	3	18
東区	255,873	4	9	若林区	132,306	3	7	大宮区	108,488	1	5	稲毛区	157,768	2	9	西区	94,867	1	2	中原区	233,925	3	10	南区	274,364	3	19
白石区	204,259	3	7	太白区	220,588	5	12	見沼区	157,143	2	8	若葉区	151,585	2	9	中区	146,033	2	4	高津区	217,360	2	9				
厚別区	128,492	2	5	泉区	211,183	5	11	中央区	96,055	1	5	緑区	121,921	2	6	南区	196,153	2	5	宮前区	218,867	3	9				
豊平区	212,118	3	7					桜区	96,911	1	5	美浜区	150,162	2	8	港南区	221,411	3	5	多摩区	213,894	2	9				
清田区	116,619	2	5					浦和区	144,786	2	7					保土ケ谷区	206,634	2	5	麻生区	169,926	2	7				
南区	146,341	2	6					南区	174,988	2	9					旭区	251,086	3	6								
西区	211,229	3	7					緑区	110,118	1	5					磯子区	163,237	2	4								
手稲区	139,644	2	5					岩槻区	111,286	2	5					金沢区	209,274	2	5								
				_								_				港北区	329,471	4	8								
																緑区	177,631	2	4								
																青葉区	304,297	4	7								
																都筑区	201,271	2	4								
																戸塚区	274,324	3	6								
																栄区	124,866	1	3								
																泉区	155,698	2	4								
																瀬谷区	126,913	1	3								

<sup>※</sup>人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。

<sup>※</sup>議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

# 指定都市の区別の議員数②(新潟市~堺市)

																									(単位	ኔ:人)	)
親	湯県·新	潟市		青		岡市		青	净岡県·浜	松市		愛	知県・名さ	屋市		<u> </u>	京都府・京	都市		J	大阪府·大	阪市			大阪府•堺		
区	人口	県議 数	市議 数	区	人口	県議 数	市議 数	区	人口	県議 数	市議 数	区	人口	県議 数	市議 数	区	人口	府議 数	市議 数	区	人口	府議 数	市議 数	区	人口	府議 数	市議 数
新潟県	2,374,450	53		静岡県	3,765,007	69		静岡県	3,765,007	69	$\overline{}$	愛知県	7,410,719	103	$\overline{/}$	京都府	2,636,092	60	$\overline{/}$	大阪府	8,865,245	88		大阪府	8,865,245	88	
新潟市	811,901	15	56	静岡市	716,197	13	53	浜松市	800,866	15	46	名古屋市	2,263,894	32	75	京都市	1,474,015	35	69	大阪市	2,665,314	28	86	堺市	841,966	6	52
北区	77,621	2	6	葵区	255,375	5	19	中区	238,477	4	14	千種区	160,015	2	5	北区	122,037	3	6	北区	110,392	1	3	堺区	148,748	1	9
東区	138,096	2	10	駿河区	213,059	4	15	東区	126,609	2	7	東区	73,272	1	2	上京区	83,264	2	5	都島区	102,632	1	3	中区	123,532	1	8
中央区	180,537	3	12	清水区	247,763	4	19	西区	113,654	2	6	北区	165,785	3	6	左京区	168,802	4	9	福島区	67,290	1	2	東区	85,444	<b>※</b> 1	5
江南区	69,365	1	5					南区	102,381	2	6	西区	144,995	2	5	中京区	105,306	3	5	此花区	65,569	1	2	西区	133,622	1	8
秋葉区	77,329	2	5					北区	94,680	2	5	中村区	136,164	2	5	東山区	40,528	1	2	中央区	78,687	1	2	南区	154,779	1	10
南区	46,949	1	3					浜北区	91,108	2	5	中区	78,353	1	2	山科区	136,045	3	6	西区	83,058	1	2	北区	156,561	1	9
西区	161,264	3	11					天竜区	33,957	1	3	昭和区	105,536	2	4	下京区	79,287	2	4	港区	84,947	1	3	美原区	39,280	<b>X</b> 1	3
西蒲区	60,740	1	4									瑞穂区	105,061	2	4	南区	98,744	3	5	大正区	69,510	1	3	※東区	及び美原区	で定数	数1
												熱田区	64,719	1	2	右京区	202,943	5	9	天王寺区	69,775	1	2				
												中川区	221,521	3	7	西京区	152,974	3	6	浪速区	61,745	1	2				
												港区	149,215	2	5	伏見区	284,085	6	12	西淀川区	97,504	1	3				
												南区	141,310	2	5					淀川区	172,078	2	5				
												守山区	168,551	2	6	1				東淀川区	176,585	2	6				
												緑区	229,592	3	7	1				東成区	80,231	1	3				
												名東区	161,012	2	5					生野区	134,009	1	5				
												天白区	158,793	2	5					旭区	92,455	1	3				
													•			4				城東区	165,832	2	5				
																				鶴見区	111,182	1	3				
																				阿倍野区	106,350	1	4				
																				住之江区	127,210	1	4				
																				住吉区	155,572	1	5				
																				東住吉区			5				

200,005

121,972

平野区

西成区

<sup>※</sup>人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。

<sup>※</sup>議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

# 指定都市の区別の議員数③(神戸市~熊本市)

È	<mark>€庫県•神</mark>	戸市		1	岡山県・岡	山市		戊	島県・広	島市		福	<mark>岡県・北ナ</mark>	い州市		<b>†</b>	區岡県・福	岡市	ⅉ	k本県・熊	本市		(参え	<b>5</b> )東京都•	特別	区
区	人口	県議 数	市議 数	区	人口	県議 数	市議数	区	人口	県議 数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議 市議 数	区	人口	県議数	市議 数	区	人口	都議数	区数
兵庫県	5,588,133			岡山県	1,945,276	1		広島県	2,860,750			福岡県	5,071,968			福岡県	5,071,968		熊本県	1,817,426	49		東京都	13,159,388	127	
神戸市	1,544,200	23	69	岡山市	709,584	19	46	広島市	1,173,843	25	55	北九州市	976,846	16	61	福岡市	1,463,743	22 62	熊本市	737,001	16	48	23区計	8,945,695	89	Ç
東灘区	210,408	3	9	北区	302,685	<b>%</b> 8	20	中区	130,482	3	6	門司区	104,469	2	7	東区	292,199	4 12	中央区	185,065	4	12	千代田区	47,115	1	
灘区	133,451	2	6	中区	142,237	4	9	東区	120,751	3	6	小倉北区	181,936	3	12	博多区	212,527	3 9	東区	188,959	4	12	中央区	122,762	1	
中央区	126,393	2	5	東区	96,948	3	6	南区	138,190	3	7	小倉南区	214,793	3	12	中央区	178,429	3 7	西区	93,405	2	6	港区	205,131	2	
(庫区	108,304	2	5	南区	167,714		11	西区	186,985	4	9	若松区	85,167	2	6	南区	247,096	4 11	南区	123,922	3	8	新宿区	326,309	4	
北区	226,836	3	10	※北区 で定数8	及び加賀君 ੨	ß(13,0	33人)	安佐南区	233,733	4	10	八幡東区	71,801	1	5	城南区	128,659	2 6	北区	145,650	3	10	文京区	206,626	2	
長田区	101,624	2	5	(足数)	,			安佐北区	149,633	3	7	八幡西区	257,097	4	15	早良区	211,553	3 9					台東区	175,928	2	
磨区	167,475	3	8					安芸区	78,789	2	4	戸畑区	61,583	1	4	西区	193,280	3 8					墨田区	247,606	3	
主水区	220,411	3	10					佐伯区	135,280	3	6								_				江東区	460,819	4	
西区	249,298	3	11									_											品川区	365,302	4	
				_																			目黒区	268,330	3	
																							大田区	693,373	8	
																							世田谷区	877,138	8	
																							渋谷区	204,492	2	
																							中野区	314,750	4	
																							杉並区	549,569	6	
																							豊島区	284,678	3	
																							北区	335,544	4	
																							荒川区	203,296	2	
																							板橋区	535,824	5	
																							練馬区	716,124	6	
																							足立区	683,426	6	
																										T

葛飾区

442,586

678,967

<sup>※</sup>人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。

<sup>※</sup>議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

## 指定都市の職員数の状況①(札幌市~浜松市)

(単位:人)

												(+-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	• • • •		
		指定都市	5名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市		
		人口		1,913,545	1,045,986	1,222,434	961,749	3,688,773	1,425,512	717,544	811,901	716,197	800,866		
	ত	区役	所職員数	3,122	1,561	1,619	923	7,319	3,378	291	2,301	438	1,156		
	区 役 所	人口1万人あた	とりの区役所職員数	16	15	13	10	20	24	4	28	6	14		
	職員数	全職員に占める	る区役所職員の割合	22%	16%	18%	13%	27%	25%	6%	31%	7%	20%		
	奴	1区の	平均職員数	312	312	162	154	407	483	97	288	146	165		
指		一般行政	部門別職員数	7,129	4,319	4,963	4,082	13,747	7,371	3,107	3,805	3,104	3,223		
指定都市			一般行政	一般行政	全職員に占める割合	50%	45%	55%	56%	51%	55%	68%	51%	49%	57%
の			人口1万人あたりの職員 数	37	41	41	42	37	52	43	47	43	40		
職員	<b>4</b> 0		部門別職員数	3,745	2,276	2,547	1,917	5,936	2,797	1,231	1,899	1,554	1,887		
数の場	部門	教育∙消防	全職員に占める割合	26%	24%	28%	26%	22%	21%	27%	26%	25%	33%		
状況	別 職 員		人口1万人あたりの職員 数	20	22	21	20	16	20	17	23	22	24		
	数等		部門別職員数	3,399	2,941	1,435	1,268	7,119	3,317	198	1,716	1,679	535		
	ਚ	公営企業等会計	全職員に占める割合	24%	31%	16%	17%	27%	25%	4%	23%	26%	9%		
				人口1万人あたりの職員 数	18	28	12	13	19	23	3	21	23	7	
		合計	全職員数	14,273	9,536	8,945	7,267	26,802	13,485	4,536	7,420	6,337	5,645		
			人口1万人あたりの職員 数	75	91	73	76	73	95	63	91	88	70		

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

<sup>※</sup>数値は平成24年4月1日時点(大阪市のみ平成24年5月1日時点)の一般職に属する常勤の職員数

<sup>(</sup>注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称である。

## 指定都市の職員数の状況②(名古屋市~熊本市)

(単位:人)

												(+-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			
		指定都市	方名	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市		
	人口 区役所職員数			2,263,894	1,474,015	2,665,314	841,966	1,544,200	709,584	1,173,843	976,846	1,463,743	737,001		
	ব	区役	所職員数	3,214	2,720	4,907	898	1,803	886	2,074	1,652	2,472	1,052		
	区役所	人口1万人あ#	とりの区役所職員数	14	18	18	11	12	12	18	17	17	14		
	職員数	全職員に占める	る区役所職員の割合	13%	20%	13%	16%	12%	15%	18%	19%	26%	16%		
	奴	1区の	平均職員数	201	247	204	128	200	222	259	236	353	210		
指			部門別職員数	11,416	7,466	16,440	3,531	7,925	3,194	5,428	4,756	5,506	3,606		
指定都市		一般行政	一般行政	一般行政	全職員に占める割合	45%	54%	45%	63%	52%	55%	47%	56%	58%	56%
の			人口1万人あたりの職員 数	50	51	62	42	51	45	46	49	38	49		
職員数	<b>₩</b> 7		部門別職員数	5,308	3,633	7,778	1,528	3,663	1,503	2,646	1,772	2,308	1,283		
の	部門	教育∙消防	全職員に占める割合	21%	26%	21%	27%	24%	26%	23%	21%	24%	20%		
状況	別職員数		人口1万人あたりの職員 数	23	25	29	18	24	21	23	18	16	17		
	数等		部門別職員数	8,499	2,789	12,667	503	3,659	1,089	3,488	2,022	1,732	1,566		
	₹	公営企業等会計	公営企業等会計	公営企業等会計	全職員に占める割合	34%	20%	34%	9%	24%	19%	30%	24%	18%	24%
			人口1万人あたりの職員 数	38	19	48	6	24	15	30	21	12	21		
		合計	全職員数	25,223	13,888	36,885	5,562	15,247	5,786	11,562	8,550	9,546	6,455		
			人口1万人あたりの職員 数	111	94	138	66	99	82	98	88	65	88		

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

<sup>※</sup>数値は平成24年4月1日時点(大阪市のみ平成24年5月1日時点)の一般職に属する常勤の職員数

<sup>(</sup>注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称である。

## 都道府県と指定都市の事務・権限に関する検討の視点

- 都道府県から指定都市に更に移譲すべき事務はどのような事務か、逆に、都道府県から指定都市 に移譲すべきでない事務はどのような事務か。
- 現在指定都市において処理されている事務のうち、都道府県が処理すべき事務はないか。
- 都道府県は、以下の事務を処理することとされている。
  - 広域にわたる事務
  - •市町村に関する連絡調整に関する事務
- ・その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務 都道府県と同様の規模・能力を有する指定都市の存する区域において都道府県が処理すべき事務 は、このうち、広域事務と連絡調整事務が中心となるのではないか。
- 〇 地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)によって、都道府県から指定都市等へ移譲対象とされた事務のうち、移譲されていない事務について、どのように考えるか。

# 地方公共団体の主な役割分担の現状

道	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
府県	・麻薬取扱者 (-部) の免許 ・精神科病院の設置・臨時の予防接種の実施	・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相 談所の設置	・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立 高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理	・第一種フロン類回収 業者の登録 ・公害健康被害の補償 給付	・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認 可 ・指定区間の1級河川、 2級河川の管理	・警察(犯罪捜査、 運転免許等)
指定都市	・精神障害者の入院措 置 ・動物取扱業の登録	・児童相談所の設置	・県費負担教職員の任 免、給与の決定	・建築物用地下水の採 取の許可	・区域区分に関する都市 計画決定 ・指定区間外の国道、県 道の管理 ・指定区間の1級河川(- 部)、2級河川(-部)の管理	
中核市	・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の 経営許可	・保育所、養護老人 ホームの設置の認可・ 監督 ・介護サービス事業者 の指定 ・身体障害者手帳交付	・県費負担教職員の研 修	・一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設の 設置の許可 ・ばい煙発生施設の設 置の届出の受理	・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向 け住宅事業の登録	
特例市				・一般粉じん発生施設 の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出 する特定施設の設置の 届出の受理	・市街化区域又は市街化 調整区域内の開発行為の 許可 ・土地区画整理組合の設 立の認可	
市町村	・市町村保健センター の設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種の実 施 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可	・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉 事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設 置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業	・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の服 務の監督、勤務成績の 評定	・一般廃棄物の収集や 処理 ・騒音、振動、悪臭を 規制する地域の指定、 規制基準の設定(市の み)	・上下水道の整備・管理 運営 ・都市計画決定(上下水 道等関係) ・都市計画決定(上下水 道等以外) ・市町村道、橋梁の建 設・管理 ・準用河川の管理	・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 (その他) ・戸籍・住基

## 近年都道府県から指定都市に移譲された主な事務

分野	事務	根拠法令
都市	◆区域区分に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第2号等
計画	◆都市再開発方針等に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第3号等
		都市計画法第15条第1項第4号〜第7号、第87条の 2、令第45条等
市民活動	◆特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、 立入検査等	特定非営利活動促進法第9条等

<sup>※</sup> 第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律 第105号))により移譲されたもの(中核市等まで移譲された事務は除いている。)。

## 都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告
福祉	◆保育士の試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	
田仁	◆介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	
	◆介護サービス事業者 <sup>*</sup> の業務管理体制の確保、介護サービス情報の公表 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある地域密着型サービス事業者等を除く)	介護保険法第115条の32~第115条の35等	
	◆都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	
	◆国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等	
	◆市域を超え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等	
	◆都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	
	◆障害者福祉サービス事業者 <sup>※</sup> の業務管理体制の確保 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある障害福祉 サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある 特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	障害者自立支援法第51条の2~第51条の4、第51条の 31~第51条の33等	
	◆都道府県障害福祉計画の策定	障害者自立支援法第89条等	
	◆特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	
	◆都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	
	◆認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律第3条等	
	◆婦人相談所の設置	売春防止法第34条等	

## 都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告
保健	◆医療計画の策定	医療法第30条の4等	
衛生	◆病院の開設許可	医療法第7条、第23条の2、第24条等	
	◆地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	
	◆精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7 等	
	◆臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	
	◆結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律第53条の2等	
	◆流域下水道の設置管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置管理できる)	下水道法第25条の2等	
	◆浄化槽工事業者の登録	净化槽法第21条等	
	◆飲食店営業等に関する公衆衛生上の基準策定(指定都市は基準の付加ができる)	食品衛生法第51条、地方自治法施行令第174条の34等	
	◆特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	
	◆麻薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等	
労働	◆職業能力開発大学校及び障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

## 都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告
都市	◆都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	指定都市
計画   土木	◆都市計画事業の認可	都市計画法第59条等	決定権者
	◆市街地再開発事業の認可 ◆防災街区整備事業の認可	都市再開発法第7条の9、密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律第122条等	指定都市
	◆都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	
	◆空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計 画決定	都市計画法第15条第1項第2号~第7号、第87条の2、 令第45条等	
	◆土地利用基本計画の策定、土地利用規制区域の指定	国土利用計画法第9条、第12条等	
	◆一級河川(指定区間)、二級河川、砂防・海岸の直轄区域以外の 管理	河川法第9条、第10条、令第2条、砂防法第5条、海岸法第5条等	
	◆公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	
	◆地すべり防止工事の施行及び地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	
	◆急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	
	◆解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条 等	

- (注1) 一次勧告:地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先
- (注2)決定権者:都市計画施設等に関する都市計画の決定権者(例えば、産業廃棄物処理施設、流通業務団地等については指定都市、学校、病院、 保育所、市場、電気ガス供給施設等については市町村)

## 都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務④

分野	事務	根拠法令	一次勧告
農林	◆農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	市
<b>反</b> 你	◆農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	市
	◆農地(4ha以下)の転用許可	農地法第4条等	市(2ha以下)
	◆農業振興地域整備基本方針の作成 ◆農業振興地域の指定 ◆市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条 等	
	◆地域森林計画の策定、民有林の開発行為の許可、保安林の指 定(一部)、保安林の管理等	森林法第5条、第10条の2、第25条の2、第34条等	
教育	◆市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 ◆市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 ◆県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	中核市
	◆市町村立高等学校の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	
	◆私立幼稚園、私立学校の設置認可 ◆学校法人(一部)の設立認可	学校教育法第4条第1項第3号、私立学校法第4条、第30 条等	
文化	◆博物館の登録	博物館法第10条等	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<ul><li>◆史跡名勝天然記念物の仮指定</li><li>◆重要文化財等の管理に係る技術的指導等</li><li>◆政府が補助金を交付する重要文化財等の管理に係る指揮監督</li></ul>	文化財保護法第35条、第110条、第184条、第187条、 令第5条等	

(注1) 一次勧告:地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

# 都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務⑤

分野	事務	根拠法令	一次勧告
商工	◆全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画、連携 計画の認定	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関す る法律第5条、第18条、第22条の2、令第2条等	
外交	◆一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	
治安	◆砂利採取計画の認可 ◆岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法第33条等	市
安全 防災	◆高圧ガスの製造・貯蔵許可 ◆火薬類の製造(一部)・販売・消費許可	高圧ガス保安法第5条、第16条、火薬類取締法第3条、 第5条、第25条、第56条の2、令第16条等	市町村
	◆災害時の応急救助	災害救助法第2条等	
	◆防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	
	◆航空消防隊の設置(市町村消防の支援)	消防組織法第30条等	
	◆都道府県警察の設置 ◆交通規制・管制	警察法第36条、道路交通法第4条等	
環境	◆公害健康被害の補償給付 ◆第一種フロン類回収業者の登録	公害健康被害の補償等に関する法律第4条、特定製品に 係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法 律第9条等	
	◆工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	
	◆ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	

(注1) 一次勧告:地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

## 都道府県と指定都市の税財源に関する検討の視点

- 現行の指定都市への税財源の配分をどのように評価するか。
- 仮に指定都市に対して更なる事務・権限の移譲を行う場合、それに対応した税財源については どのような方法で措置すべきか。
- 事務・権限の移譲とそれに対応した税財源のあり方とを一体的に検討する場合、どのような点について留意することが必要か。例えば、以下の点について、どのように考えるべきか。
  - •移譲対象事務の種類や所要財源の規模との関係
  - ・地方税体系のあり方との関係
  - ・現在の指定都市と指定都市を包括する都道府県の財政のあり方との関係

## 指定都市を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較①

	北海道	宮城県	埼玉県	千葉県		神奈川県	
歳入(百万円、H22決算)	2,570,659	856,381	1,659,517	1,611,004	1,879,312		
地方税	544,485	237,822	700,317	637,723	999,548		
うち個人道府県民税	155,938	68,577	282,867	259,489	439,275		
(参考•推計額)	CO 000	20.201	F7.0F0	40.014	(川崎市)	(横浜市)	(相模原市)
指定都市域内の個人道府県民税	62,098	38,391	57,850	43,014	75,843	195,629	29,009
うち法人2税	83,193	47,844	110,506	99,577	180,925		
うち地方消費税(清算後)	115,961	48,262	119,730	113,085	167,244		
地方交付税	698,614	180,055	209,274	170,479	92,517		
その他	1,327,559	438,504	749,926	802,803	787,247		
人ロー人当たりの税収額(円)	99,017	102,556	98,071	103,494	112,226		
財政力指数	0.39	0.52	0.76	0.77	0.94		
経常収支比率(%)	94.2	88.2	93.3	92.6	93.9		
実質公債費比率(%)	24.1	15.1	13.3	11.2	9.9		
将来負担比率(%)	330.2	254.5	229.5	206.3	193.1		
ラスパイレス指数(H23.4.1)	92.5	102.5	102.6	102.6	102.9		

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市
歳入(百万円、H22決算)	843,071	410,827	438,285	371,566	607,607	1,399,135	235,975
地方税	275,077	172,525	216,551	169,515	281,991	700,675	106,913
うち個人市民税	91,271	56,372	84,883	62,953	110,265	284,535	42,273
うち法人市民税	26,112	20,475	22,947	16,396	17,022	51,519	5,538
うち固定資産税	110,671	69,018	79,550	66,034	114,306	269,479	43,298
地方交付税	102,727	24,609	5,252	5,026	650	16,032	3,972
その他	465,268	213,693	216,482	197,025	324,967	682,428	125,091
人ロー人当たりの税収額(円)	144,981	170,548	177,954	180,950	204,089	193,183	152,786
財政力指数	0.69	0.86	1.01	1.00	1.07	1.00	1.03
経常収支比率(%)	95.3	95.4	90.2	97.7	96.8	94.1	97.2
実質公債費比率(%)	10.6	11.9	6.1	21.4	11.9	18.0	4.3
将来負担比率(%)	115.1	155.2	47.7	285.3	120.0	234.4	30.1
ラスパイレス指数(H23.4.1)	100.6	101.5	101.7	100.8	103.7	103.8	100.4

<sup>(</sup>注):財政指標については、いずれもH22決算数値。

<sup>「</sup>法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人ロー人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。 :「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める 割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

## 指定都市を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較②

	新潟県	静岡県	Į	愛知県	京都府	大阪府	
歳入(百万円、H22決算)	1,103,793	1,141,769		2,166,393	893,582	3,681,931	
地方税	232,917	431,959		926,685	264,845	985,968	
うち個人道府県民税	66,096	138,213		315,063	92,732	316,807	
(参考・推計額) 指定都市域内の個人道府県民税	26,229	(静岡市) 28,000	(浜松市) 30,242	103,094	54,718	(大阪市) 91,622	(堺市) 29,146
うち法人2税	43,520	89,266		207,368	57,427	262,883	
うち地方消費税(清算後)	47,928	79,479		163,040	54,046	195,401	
地方交付税	297,776	168,277		57,782	158,433	299,453	
その他	573,100	541,533		1,181,927	470,303	2,396,510	
人ロー人当たりの税収額(円)	97,911	114,858		127,825	103,974	113,570	
財政力指数	0.40	0.71		1.00	0.61	0.76	
経常収支比率(%)	92.4	89.7		94.5	93.6	91.3	
実質公債費比率(%)	17.1	14.3		13.4	12.8	17.6	
将来負担比率(%)	274.6	251.8		264.3	249.0	266.8	
ラスパイレス指数(H23.4.1)	99.6	103.4		102.9	99.2	93.4	

	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市
歳入(百万円、H22決算)	354,109	277,309	286,068	1,034,736	781,733	1,642,643	326,925
地方税	117,664	125,008	123,762	476,220	245,235	626,018	131,589
うち個人市民税	38,274	40,705	44,003	143,543	77,711	130,657	41,654
うち法人市民税	11,038	10,901	10,116	59,429	26,354	108,060	9,853
うち固定資産税	50,101	53,985	53,290	198,645	101,639	279,157	59,347
地方交付税	47,665	14,976	23,232	4,648	65,397	47,970	24,432
その他	188,780	137,325	139,075	553,867	471,102	968,656	170,904
人ロー人当たりの税収額(円)	146,518	174,681	156,231	218,370	177,361	246,666	157,032
財政力指数	0.69	0.91	0.88	1.04	0.76	0.94	0.83
経常収支比率(%)	88.1	88.0	87.9	99.4	98.2	99.4	95.1
実質公債費比率(%)	10.8	12.7	12.2	12.1	13.1	10.2	5.4
将来負担比率(%)	119.0	109.9	64.5	216.3	235.0	220.6	59.8
ラスパイレス指数(H23.4.1)	99.0	103.0	98.0	103.5	99.9	100.2	98.2

(注):財政指標については、いずれもH22決算数値。 「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。 「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める 割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

## 指定都市を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較③

	兵庫県	岡山県	広島県	福岡	]県	熊本県
歳入(百万円、H22決算)	2,235,045	728,511	961,534	1,610,614		835,842
地方税	573,906	192,772	300,081	492,230		151,719
うち個人道府県民税	212,647	59,604	99,720	157,123		44,616
(参考・推計額) 指定都市域内の個人道府県民税	62,395	24,834	46,452	(北九州市) 30,475	(福岡市) 55,405	22,550
うち法人2税	108,006	37,421	64,696	93,871		23,784
うち地方消費税(清算後)	105,733	37,416	57,415	102,776		35,194
地方交付税	321,893	165,430	193,158	283,685		224,174
その他	1,339,246	370,310	468,295	834,699		459,949
人ロー人当たりの税収額(円)	102,848	99,672	105,191	97,597		82,976
財政力指数	0.61	0.51	0.58	0.60		0.37
経常収支比率(%)	94.5	89.4	89.4	92.9		90.8
実質公債費比率(%)	21.0	14.8	14.2	15.4		15.2
将来負担比率(%)	350.2	237.7	262.8	257.9		217.3
ラスパイレス指数(H23.4.1)	98.2	92.5	99.6	101.8		97.7

	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
歳入(百万円、H22決算)	794,584	261,039	589,240	537,939	769,396	269,911
地方税	267,135	108,777	201,142	157,588	265,394	92,749
うち個人市民税	88,748	35,601	66,770	44,312	80,474	32,869
うち法人市民税	24,761	11,442	22,777	12,130	35,062	8,573
うち固定資産税	112,599	45,153	80,981	72,600	108,874	38,728
地方交付税	78,647	34,990	42,345	59,057	43,353	40,523
その他	448,802	117,272	345,754	321,294	460,648	136,639
人ロー人当たりの税収額(円)	176,693	157,754	173,152	161,346	188,317	127,970
財政力指数	0.73	0.76	0.80	0.70	0.84	0.68
経常収支比率(%)	96.4	86.1	96.3	97.7	93.1	91.1
実質公債費比率(%)	12.9	15.9	15.6	11.7	16.4	12.2
将来負担比率(%)	172.4	108.9	251.3	166.0	219.8	135.7
ラスパイレス指数(H23.4.1)	101.9	101.1	100.5	103.1	102.3	101.4

(注):財政指標については、いずれもH22決算数値。 「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。 「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

## 都道府県と指定都市との間の調整に関する検討の視点

- 任意事務に多い「重複型」の「二重行政」を解消するとともに、広域的な観点から協力して行政運営を行うため、例えば以下のような場合に、指定都市を包括する都道府県と指定都市の間で調整する仕組みを設けることについて、どう考えるか。
  - 指定都市を包括する都道府県が、指定都市の区域内で、会館等の公の施設を設置する場合
  - 指定都市を包括する都道府県と指定都市が、同種の補助金を設ける場合
  - 指定都市とそれ以外の市町村の境界付近で都道府県道等の整備を行う場合
  - 指定都市が、受益者が広域にわたる地下鉄等の事業を行う場合
- 法定事務に多い「分担型」の「二重行政」について、指定都市に関連事務を一元化したり、指定都市 を包括する都道府県と指定都市の間で調整しながら事務処理を行うため、両者で調整する仕組みを設 けることについて、どう考えるか。
- 指定都市を包括する都道府県と指定都市との「二重行政」を解消するために、地方自治法上の協議会や機関等の共同設置の仕組みを活用することについて、どう考えるか。

### (参考) 広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

- ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。
- ①重複型:任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの
- ②分担型:同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの
- ③関与型:基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの
- ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないか。

特に指定都市と迫府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないか。							
分類	概要		具体例(指定都市と道府県に係るもの等)				
①重複型	复型 <i>※任意事務に多い</i>						
   ハード   重複型 	広域自治体と基礎自 もに同一の公共施設 いる状況		・公営住宅の整備 ・図書館・博物館の整備 ・体育館・プールの整備				
   ソフト   重複型	広域自治体と基礎 自治体が、ともに	助成等	・中小企業支援 ・商店街振興				
	同一施策を実施し   制度づく		・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画				
	※以下、法定事務に	多い					
②分担型	同一又は類似した行いて、事業規模等に 治体と基礎自治体と 務・権限が分かれて 的な行政運営ができ	より広域自 の間で事 おり、一体	<ul> <li>都市計画決定(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市)</li> <li>一級河川(指定区間)・二級河川の管理(一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県)</li> <li>県費負担教職員(給与負担・定数決定等(道府県)と任免・給与決定等(指定都市))</li> <li>病院の開設許可(道府県)と診療所・薬局の開設許可(保健所設置市)</li> </ul>				
③関与型	基礎自治体の事務処 広域自治体の関与等		・知事による農地転用許可(4ha以下)に係る市農業委員会(申請を受理し、意見付して送付)と道府県農業会議(知事が意見を聴取)の事務・指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可				

## 指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例①

構成[	団体	北海道	· 札幌市	埼玉県・さいたま市	千葉県•千葉市
協議の場 (設置®		北海道·札幌市行政懇談会 (昭和47年度)	<b>北海道・札幌市政策協議会</b> (平成23年度)	<b>埼玉県・さいたま市企画調整</b> 協議会(平成24年1月30日)	千葉県と千葉市の新しい関係づくり 連絡会(平成21年12月1日)
設置	<b>表拠</b>	(なし)	(なし)	埼玉県・さいたま市企画調整協議会 設置要綱	千葉県と千葉市の新しい関係づくり 連絡会議取り決め事項
構成員 ( <u>下線</u> は	道府県側	知事、副知事、総合政策部長	総合政策部長 政策局長、参事等	知事(必要に応じて)、 <u>企画財政部</u> <u>長・副部長、企画財政部地域政策局</u> <u>長</u> 、関係課長等	<u>副知事、市町村課長</u> (必要に応じて 関係課長又は室長)
設置根拠 に定める 構成員)	指定都 市側	市長、副市長、市長政策室長	市長政策室長 政策企画部長、課長等	市長(必要に応じて)、 <u>政策局長、政</u> 策局総合政策監、財政局財政部長、 関係課長等	<u>副市長</u> 、総合政策局長、 <u>政策調整課</u> 長(必要に応じて関係課長又は室 長)
設置趣旨	旨•背景		左記懇談会をより効果的に実施するため、事務レベルでの定期的な情報交換の場として、道と市の政策部門で年4回程度の会議を行うこととした。	県市がより一層緊密な連携と協調を 図るため、県市にわたる政策課題や 県市相互の重要施策に関して、意見 交換や企画調整を行う協議会を市長 の提案により設置。	県市のそれぞれの役割の明確化や 適正化を図り、真に対等・協力関係 を築くために必要な事柄を話し合うた め、市より「県・市間懸案事項」等に 関する定期的な協議の場の設置を 提案。
開催料		【平成23年度】開催せず 【平成22年12月26日】 ・2017年アジア冬季競技大会開催について ・北海道エアシステム(HAC)について ・北海道エアシステム(HAC)について 【平成21年7月27日】 ・2010年APEC貿易担当大臣会合の 開催について ・丘珠空港路線の存続・維持に向けた連携について ・新エネルギー(再生可能エネルギー)の導入促進にかかる連携について ・北海道新幹線について ・大型イベントの開催に向けた連携 促進について	【平成24年4月20日】 ・今後の北海道と札幌市の連携のあり方について ・本年度のスケジュールについて ・個別連携課題について 【平成23年1月13日】 ・道と市の役割分担について ・道と市の連携した取組みについて ※年4回程度開催予定	【平成24年6月20日】 ・大規模災害対策における連携(対応方針) ・ゲリラ豪雨対策における連携(対応方針) 【平成24年5月31日】 ・雇用対策における連携(方向性) ・さいたま市内における県市公共施設の連携(方向性) 【平成24年4月23日】 ・企業誘致・企業支援施策における連携(方向性) ※当面、月1回程度開催	【平成23年度】開催せず 【平成22年12月17日】 ・医療費助成制度 ・幕張新都心のあり方 ・上下水道料金一括徴収 【平成22年8月2日】 ・医療費助成制度 ・幕張新都心のあり方 ・港湾 ・上下水道料金一括徴収 【平成22年2月3日】 ・医療費助成制度(こども・重度心身障害者(児)) ・幕張新都心のあり方 【平成21年12月1日】 ・幕張新都心のあり方(千葉県企業庁からの公共施設の移管)

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

### 指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例②

構成[	団体	神奈川県·横浜市· 川崎市·相模原市	新潟県・新潟市	静岡県・静岡市・浜松市	愛知県・名古屋市
協議の場 (設置®		神奈川県・横浜市・川崎市・相模原 市四首長懇談会(昭和50年度)	新潟州構想検討連絡調整会議 (平成24年2月17日)	<b>県・政令指定都市サミット(G3)</b> (平成18年11月23日)	<b>中京独立戦略本部</b> (平成24年2月9日)
設置村	退拠	・県・横浜・川崎三首長懇談会の設置について(昭和50年度決裁) ・県・横浜・川崎三首長懇談会の基本的な運営方法について(平成15年5月13日協議会合意)	新潟州構想検討連絡調整会議開催 要綱	県と政令指定都市等トップ会談確認 事項	中京独立戦略本部規約
構成員 ( <u>下線</u> は	道府県側	<u>知事</u>	知事政策局長, 福祉保健部長, 土木 部長, 県民生活・環境部長, 防災局 長, 産業労働観光部長	<u>知事</u> 、経営管理部長、企画広報部長	愛知県知事
設置根拠 に定める 構成員)	指定都 市側	横浜市長・川崎市長・相模原市長	地域・魅力創造部長、保健衛生部長、 建築部長、文化観光・スポーツ部長、 消防局長、経済・国際部長		<u>名古屋市長</u>
設置趣旨	旨•背景	当面する共通の諸課題への共同の アプローチによってより効果的な問 題解決を図り、慎重に選択された共 同行動によって、広域的行政課題に 対する行政効率(投資効率)を具体 的に向上させていくことを目的に設 置。	新潟州構想の具体化に向け、新潟 県と新潟市の間の課題解決に関する 協議を行う場を設けたもの	県と静岡、浜松の両指定都市が、協働・協調して県勢の発展を牽引していくことが重要であることから、静岡県知事、静岡市長、浜松市長が一堂に会し、これからの地域づくり等について意見交換を実施。	県及び市は、世界と闘える愛知・名 古屋の実現に向けて、「中京都」構 想をはじめ、県・市が共同して取り組 むべき施策の立案及び推進の司令 塔として協議し、合意形成を図ること を目的として設置。
開催料		【平成23年10月12日】(第37回) <協議事項> 地方分権改革の推進について/国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実について <意見交換> 新時代の成長戦略の取組について (川崎市提案) / 若年無業者に対する就労支援策の拡充について(相模原市提案) / 児童虐待防止対策について(横浜市提案) / 指定NPO法人制度について(神奈川県提案) 【平成22年10月13日】(第36回) 【平成22年1月28日】(第35回)	【平成24年6月14日】(第3回) ・進捗状況や今後の方向性について 担当部局間での意見交換 ※ハローワークについて,3月30日 付けで「アクションプランを実現するための提案」を県市共同で申請し,5月30日付で国受諾 【平成24年3月21日】(第2回) ・進捗状況や今後の方向性について 担当部局間での意見交換 【平成24年2月17日】(第1回) ・新潟州構想検討委員会で挙げられた、ハローワークなど6課題の具体的対応、今後の予定など	【平成24年1月30日】(第6回) ・"しずおか型特別自治市"実現に向けて ・「ふじのくに内陸のフロンティア」の推進 ・県と両政令指定都市との協働の推進について 【平成22年11月1日】(第5回) ・陸、海、空の交通基盤を活かした地域づくり ・地域主権改革における広域自治体と基礎自治体のあるべき姿について ・大学を活かした地域づくり ・自然豊かな環境と共生する地域づくり ・自然豊かな環境と共生する地域づくり ・解析を表現した地域である。	【平成24年3月30日】 ・世界と闘える愛知・名古屋に向けた課題・論点について 【平成24年2月9日】 ・世界と闘えるアイチ・ナゴヤに向けた主要課題について

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

### 指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例③

構成	団体	京都府	∙京都市	大阪府	•大阪市
	場の名称 時期)	京都市長と京都府知事との懇談会 (昭和53年)	<b>府市行政協働パネル</b> (平成20年6月)	<b>大阪府市統合本部会議</b> (平成23年12月27日)	大阪にふさわしい大都市制度推進 協議会(平成24年4月1日)
設置	根拠	(なし)	(なし)	大阪府市統合本部設置要綱	大阪にふさわしい大都市制度の推進 に関する条例
構成員 ( <u>下線</u> は 設置根	道府 県側	知事,副知事,総務部長(京都市域 担当),政策企画部長	部長(府)、局長(市)以下を原則とするが、副知事、副市長等を構成員と する会議をパネルに位置付けること やワーキング等の設置も可としている。	知事、副知事、統合本部プロジェクト チーム長、特別顧問、特別参与、職 員(※特別顧問以下は議題内容に 応じて担当者が参加)	<b>知事、府議会議長、府議会議員</b> 、府 政策企画部大都市制度室職員
拠に定 める構 成員)	指定都 市側	市長, 副市長, 総合企画局長		応じ担当者が参加)	市長、市会議長、市会議員、市都市 制度改革室職員
設置趣	旨•背景	府市がそれぞれの行政分担を明確にしながら、密接に連携を取り、相互に協力することにより、よりよい府政・市政の発展を目指すために設置。	平成20年の左記懇談会において、 市長の提案により、実務者レベルで、 共通課題・問題を提起し合い、住民 の視点から府市の協働や、二重行政 の回避策等を協議を行う場として設 置。	府市で、大都市制度のあり方など府 市共通の課題に関し、行政として協 議し、重要事項の方針を決めるため 設置。	地域の実情に応じた新たな大都市 制度の実現に向けた取組を推進する ため、大阪府と共同で「大阪にふさわ しい大都市制度推進協議会」を設置。
	状況ーマ	【平成23年9月16日】 ・東日本大震災を教訓とした今後の防災対策 ・省エネ・節電,再生可能エネルギーの促進 ・経済活性化・観光振興対策 ・らくなん進都のまちづくり ・府市の衛生研究所のあり方 ・今後の京都のまちづくり ・生活保護からの脱却に向けた就労支援機能の充実・強化 ・世界遺産条約締結40周年行事の京都誘致 ・森林環境整備 ・パーキング・パーミット制度 ・地域力再生 ・第26回国民文化祭・京都2011 ※設置以降、43回開催	【平成23年度】計20回 ・総合調整パネル(全4回)、 ・健康福祉パネル(全2回)、 ・地域力再生パネル(全2回)、 ・地球温暖化対策パネル(全4回)、 ・鴨川の放置自転車対策パネル(全1回)、 ・防災パネル(全2回)、 ・障害者就労支援パネル(全1回)、 ・府市協調で進める特別支援教育パネル(全1回)、 ・府保環研・市衛環研の連携のあり方パネル(全2回)、 ・府・市動物関係事業の連携のあり方パネル(全1回)	目)の基本的方向性について (4)類似・重複している行政サービス (B項目)の基本的方向性について ※設置以降、計14回開催	【平成24年6月15日】(第3回) ・大都市制度に関する基本的な方針 について 【平成24年5月17日】(第2回) ・松井委員・橋下委員共同提案について 【平成24年4月27日】(第1回) (1)会長・副会長の選任 (2)今後の進め方など

## 指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例④

兵庫県·神戸市	岡山県·岡山市	広島県·	·広島市	熊本県·熊本市
<b>県市政策調整会議</b> (平成24 年4月1日) ※~平成21年 度は県市幹部連絡会議	<b>知事と市長の懇談会</b> (平成21年)	<b>広島県知事・広島市長会議</b> (平成7年度)	<b>広島県・広島市連携のため</b> <b>の合同研究会</b> (平成24年2月 13日)	<b>熊本県・熊本市政策連携会</b> 議(平成24年5月21日)
(なし)	(なし)	(なし)	広島県・広島市連携のため の合同研究会設置要綱	(なし)
知事、副知事、理事、会計管 理者、政策部長ほか各部長	知事	知事	地域振興部長、市町行財政 課長、分権改革課長ほか	知事、副知事2名
市長、副市長、危機管理監・ 理事、会計管理者、市長室 長ほか各局長	市長	市長	企画調整部長、企画調整課 長、分権・行政改革推進課 長ほか	市長、副市長2名
県市の主要施策や調整を要する事項等について意見・情報交換を実施するため設置。 平成24年度より、県と市が協調した取り組みをより推進するため「県市政策調整会議」 に名称変更。	平成21年以降、長期的展望 のもとに、岡山地域の更なる 発展と暮らしやすい郷土の形 成を図るため、県と市が協働 して県市間の重要事項に積 極的に取り組むことを目的と して、年1回意見交換等を実 施。	県と市における更なる連携・ 協力関係を構築するため、 平成7年度から開催している。		
【平成24年5月9日】(市主宰)・地域防災計画の見直し・神戸医療産業都市等の推進・六甲山の緑の保全・育成の推進・ひょうごツーリズム戦略の推進・関西イノベーション国際戦略総合特区活用 ※毎年度1回開催	【平成23年10月5日】 ・防災対策について ・環境文化での連携 ・文化・スポーツによる賑わいづくりなど 【平成22年8月23日】 ・観光戦略・国民文化祭について(ものづくり・ベンチャー企業への支援、空路利用の促進等) 【平成21年11月30日】 ・観光戦略・国民文化祭2010について ・相互連携について(消防・	【平成24年5月31日】 ・都市の魅力創造に向けた取組について ・都市の魅力創造に向けた取組について ・初ローワークに関する取組について ・県内産業の競争力強化について ・場内産業の競争力強化について ・広島県・広島市の連携強化について ・その他  ※23年度・・・3回開催 22年度・・・3回開催 21年度・・・2回開催	【平成24年5月31日】(第2回) ・研究会の構成員について ・研究会での検討状況等について ・その他 【平成24年2月13日】(第1回) ・広島県・広島市連携のための合同研究会設置要綱について ・研究会の構成員について ・研究会の進め方について・その他	【平成24年5月21日】 ・道州制に向けた県市の連携について ・観光コンベンションについて ・海外エアラインの誘致について 他
	県市政策調整会議(平成24年4月1日) ※~平成21年度は県市幹部連絡会議 (なし) 知事、理事、会計管理事、各部長、危機管理監室市長、危機管理監室・大理事、各局長 県市の主要施でいるため、開きをを見まかるため、関連を実施するため、関連を実施するが、関連を実施するに名称変更。 【平成24年5月9日】(市主宰)・地域防災計画の見恵がまるた名称変更。 【平成24年5月9日】(市主宰)・地域防災計画の見恵とが、地域防災計画の見恵とが、地域防災計画の別見市等の推進・大理山の緑の保全・育成の推進・でようごツーリズム戦略の推進・でようごツーリズム戦略の推進・では、1000円の対策を対象のは、1000円の対策を表し	<ul> <li>県市政策調整会議(平成24年4月1日) ※~平成21年度は県市幹部連絡会議</li> <li>(なし)</li> <li>知事、副知事、理事、会計管理者、政策部長ほか各部長</li> <li>市長、副市長、危機管理監・理事、会計管理者、市長室長ほか各局長</li> <li>県市の主要施策や調整を要する事項等について意見・情報交換を実施するため設置。平成24年度より、県と市が協問した取り組みをより推進するため「県市政策調整会議」に名称変更。</li> <li>【平成24年5月9日】(市主宰)・地域防災計画の見直し・神戸医療産業都市等の推進・六、中山の緑の保全・育成の推進・ひようごツーリズム戦略の推進・ひようごツーリズム戦略の推進・ひようごツーリズム戦略の推進・対ようごツーリズム戦略の推進・が関西イノベーション国際戦略総合特区活用・観光戦略・国民文化祭について・相互連携について(ものづくり・ベンチャー企業への支援、空路利用の促進等)</li> <li>【平成21年11月30日】・観光戦略・国民文化祭201のについて</li> </ul>	果市政策調整会議(平成24年4月1日) ※〜平成21年度は県市幹部連絡会議 (平成21年) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし	## (平成21年) 第~平成21年 度は県市幹部連絡会議 (平成21年) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし) (なし

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

## 協議会の制度概要

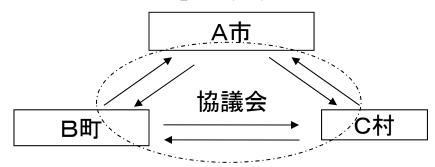
### ① 根拠法令

地方自治法第252条の2~第252条の6

### ② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法 人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



### 3 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

### 4 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

	教育	地域開発計画	環境衛生	その他	合計
協議会数	79	72	19	82	252

### 機関等の共同設置の制度概要

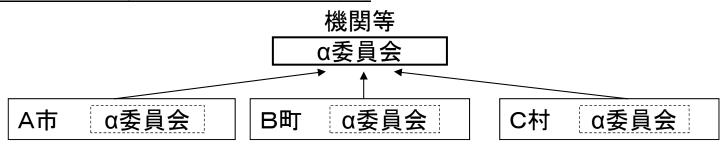
### 1 根拠法令

地方自治法第252条の7~第252条の13

#### ② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

<u>共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様</u>に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



### 3 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

#### 4 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

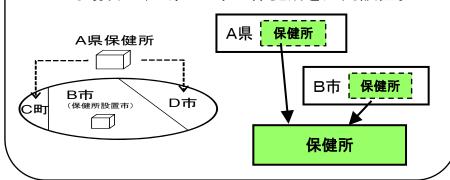
	厚生福祉	教育	その他	合計
設置件数	250	18	127	395

## 行政機関等の共同設置のイメージ

地方公共団体が事務をより適切かつ効率的に処理することができるようにするため、平成23年の自治法改正により、共同設置できる対象を「機関(委員会又は委員)及び職員」に加え、「行政機関、議会事務局(その内部組織)、長の内部組織、委員会又は委員の事務局(その内部組織)、議会の事務を補助する職員」にも拡大。

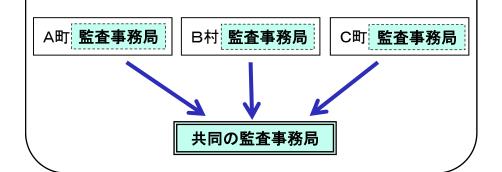
#### 行政機関の設置例

都道府県の保健所の管轄区域が、飛び地等となっている場合に、A県とB市で保健所を共同設置。



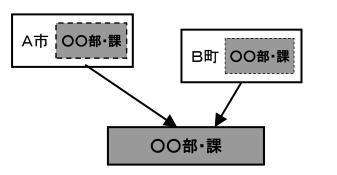
#### 委員会又は委員の事務局の設置例

監査委員事務局をA町、B村及びC町で共同設置。



#### 内部組織の設置例

税務課や会計課などの内部組織をA市とB町で共同設置。



#### 議会事務局の設置例

議会事務局(法制担当)をA町、B村及びC町で共同 設置。

